

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ：役員の変更登記の留意点

1. 取締役・監査役の任期および役員変更登記の確認

2006年5月に会社法が施行され、非公開会社（株式の全部に譲渡制限規定を設けている会社）では、取締役および監査役の任期は最大10年まで伸長可能となりました。会社法施行と同時に取締役・監査役の任期を10年とした会社は、本年5月でちょうど10年となり、任期満了となります。取締役・監査役の就任時期を再度確認し、定時株主総会終結で任期満了となる場合には改選手続と変更登記申請の必要がありますのでご留意ください。

2. 登記申請する場合の添付書類の変更

2015年2月から、「取締役・監査役の就任（再任を除く）」に関しては本人確認証明書の添付が、「会社実印を法務局に届出している代表取締役等の辞任」に関しては押印種の制限および一定の場合には印鑑証明書の添付が必要になっています。

決議内容	取締役・監査役の就任	代表取締役等の辞任
改正前	<ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書 ・就任承諾書 	<ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書 ・辞任届
2015年2月27日以降	<ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書 ・就任承諾書 ・本人確認証明書 <p>※本人確認証明書=住民票の写し、運転免許証のコピーに当該取締役等が原本と相違ない旨を記載し、署名または記名押印したものの等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書 ・辞任届 <p>※当該代表取締役等が会社実印を法務局に届出している場合には当該届出印の押印または個人実印による押印および個人印鑑証明書の添付</p>

お見逃しなく！

2016年10月1日以後の登記申請で、登記すべき事項について株主総会決議等を要する場合には、決議の帰趣を左右しうる株主の氏名等を証する書面（株主リスト）の提出が必要になります。

決議内容	株主リスト等の記載内容	株主リスト等に記載される株主
株主全員の同意を要する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・株主の氏名または名称 	株主全員
上記以外の決議	<ul style="list-style-type: none"> ・株主の住所 ・株主の保有株数 ・株主の議決権数 	<p>右記のいづれか少ない人数</p> <p>・10名 ・議決権数の割合を当該割合の多い順に加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数</p>